

平成25年5月10日

さぬき市長 大山 茂樹 殿

さぬき市特別職報酬等審議会
会長 名越 一二三



特別職の報酬の額等について（答申）

平成25年4月17日付け25さ総務第16号で貴職から本審議会に対して諮問のあった議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、次とおり答申します。

記

1 結論

議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、次とおりとすることが適当である。

議 長 月額 500,000円（据え置き）

副議長 月額 450,000円（据え置き）

議 員 月額 410,000円（据え置き）

市 長 月額 900,000円（据え置き）

副市長 月額 710,000円（据え置き）

教育長 月額 600,000円（据え置き）

2 審議の経過及び内容

本審議会は、平成15年度以降、10年ぶりの開催となることから、その間の財政状況及び給料の額等の推移をはじめとして、一般行政職との比較、類似団体及び県内他市の状況などを総合的に勘案し、市民の目線で客観的かつ慎重に審議を行った。

(1) 本市は、他市と比較して財政基盤が弱く、財政健全化策に基づき、種々の取組

みを進めてきているが、財政構造は依然として硬直化しており、非常に厳しい状況である。

それに加えて、交付税は、合併市の特例である「合併算定替」制度により、本来より多く交付されており、平成25年度からの漸減期間を経て、特例措置が今後5年間で終了することを考慮すれば、今後さらに歳出削減に努めなければならない状況にある。

したがって、他市との比較は、水準を知るために参考にはなるものの、そのような本市の状況を十分に踏まえて審議するべきとの意見が出された。

(2) まず、市長、副市長及び教育長（以下「3役」という。）の給料の額について審議を行ったところ、平成15年6月に引下げ改定を行って以来、据え置きとしており、また、平成20年1月から平成24年3月までの約4年間にあっては自主減額を実施するなど、自ら財政健全化に向けて取り組んでいる。

額については、この10年間据え置いているが、合併後業務範囲も広まり、地方分権への流れを背景として、基礎自治体である市に対する要望や市が担う業務は、年々高度化、複雑化していることから、もう少し評価してもよいのではという意見の一方で、厳しい社会情勢から市民感情を考慮すれば、先頭に立って行財政改革への姿勢を見せてもらいたいとの意見が出された。

しかしながら、これ以上引き下げるとは、職責に見合う給料の額として適當ではないとの判断から現行の額を据え置くことが適當との結論に至ったものである。

(3) 次に、議員報酬の額について審議を行った。

現在の厳しい社会情勢から市民感情を考慮すれば、市政における行財政改革とともに、議会改革も必要であり、報酬についても、そのあり方について自ら見直す取組みを期待したいとの意見があった。

特に、現在、東日本大震災の復興財源を確保するために給与削減を実施している国家公務員並みに地方公務員の給与を引き下げるについて、各地方自治体において検討がなされている状況下にあって、3役はもとより議員にあっても、一般職とのバランスを考慮すべきとの意見があった。

また、報酬は、議員活動の対価であることは承知しているが、市のために議員活動を行うために適正な額であるのか、会議への出席以外にどのような審議、調査、研究等が行われているのか、より明確にし、市民に理解を求める姿勢が必要ではないかとの意見も出された。

一方で、本市の会議開催状況を見ると、特に委員会の開催日数が近年増加しており、活発な審査が行われていることは評価できること、また、今回の諮問事項

としては議員報酬の額であるが、議員としての職責に見合う報酬額であるかどうかを判断するに当たり、期末手当や政務活動費も含めた個々の議員又は市議会全体に対する支給総額という観点で見たところ、近隣の類似団体や県内他市と比較しても、下位に属しており、報酬の額だけをとらえて、直ちに引き下げるべき額にはないとの意見があった。

そのほか、幅広い層の意見を市政に反映させるためにも、若者や女性などが副業を持たずに議員としての活動を行えるような水準にすべきとの意見も出された。本審議会としては、これら各委員の議論を踏まえて、最終的には、現行の額を据え置くことが適当との結論に至ったものである。

3 おわりに

なお、本審議会としては、次の要望を申し添えたい。

- (1) 3役に対しては、防災対策、少子高齢化対策、学校再編など山積する課題のなかで、今後さらなる効率的な行財政運営への手腕を期待するとともに、市民に対し、メリハリある施策を実施すること。
- (2) 議員も同様に、報酬額に見合う議員活動を行っていることを市民により分かりやすく発信し、理解を求めていく姿勢を示すこと。
- (3) 議会改革については、市民に開かれた議会を目指して、調査・研究が進められているが、議員自ら改革を実現すべく報酬のあり方等にも踏み込む取組みを進めること。
- (4) 特別職報酬等審議会の開催については、平成15年以降、長きにわたり開催されていなかった状況を踏まえ、今後は定期的に開催し、特別職の報酬等について、市民の理解を得られるよう努めること。